

相撲門弟免許状

佐久市五郎兵衛記念館寄託丸山憲一家文書

(安政3年・1856)

この相撲免許発給者三代目浦風林右衛門は、雷伝為右衛門の兄弟子で、二代目浦風が寛政七年七月に亡くなった後、その年の十一月3代目を襲名しています。『雷電為右衛門旅日記』田中邦文著によると、佐久市平賀出身であったらしい。

(本文) 免許

一そのもとの儀、相撲執心につき、この度我等

門弟にあい置き候ところ実証なり。しかる上は

いず国までも紛れ之れ無きものなり。さ候えば

御公儀様御法度儀は申すにおよばず

相撲場所は勿論平日たりともみだりなる義

けつして致さざるようあい慎み申すべく候。

よって免状くだんのごとし。

吉田追風門人

相撲年寄

安政三ひのえ辰年八月

浦風林右衛門^印

直政(花押)

御馬寄村稽古場免許状

佐久市五郎兵衛記念館寄託御馬寄区有文書

(文化七年・1810)

三代目浦風林右衛門の発給した相撲稽古場免許状としては県下最古のもので、御馬寄村勝手神社に伝えられています。

発給年号に併記されている文化七年は御馬寄村が相撲稽古場免許状を県下でいち早く受けた年です。

(本文) 証状のこと

信州佐久郡三御馬寄村鎮守

勝手大明神社内において毎年七月二十四日

相撲稽古場に所望致され免許差出し

外相撲渡世の者差し障り候儀は之れ有るまじく候。

尤も相撲作法の通りみだりなる義一切之れ無く

あい慎み稽古之れ有るべく候。仍って証状件の如し。

相撲年寄

文化七庚午六月

浦風林右衛門^印

若衆中へ

勝手神社四本柱土俵免許状

佐久市五郎兵衛記念館寄託御馬寄区有文書

(文化七年・1810) (安政六年・1859)

江戸時代「五人組帳前書」で、相撲は固く禁じられていた。しかし祭祀相撲だけは別でした。この免許状は安政六年に三代目浦風林右工門から出されたもので、この江戸相撲年寄浦風林右衛門は横綱土俵入りの「不知火型(しらぬい)がた」で知られる不知火諾右衛門を育てています。

(本文) 永代四本柱土俵奉納免許

一其の御村方鎮守勝手大明神

神事御祭礼の節、心願につき

永代四本柱土俵奉納致し置き候間、

末々に至るまでお世話人衆中御当日

遅滞なく相撲御取立て下さるべきものなり。

之により奉納免状くだんの如し

吉田追風門人 相撲年寄

文化七年六月 浦風林右衛門^印

安政六年七月

直政(花押)

信州佐久郡御馬寄村御若衆

同村御牧浦才吉取次